

10月  
スタート

## 産婦健康診査 受診助成券による費用助成



市は、10月以降に産婦健康診査(※)を受診する人に対し、産婦健康診査受診助成券による費用助成を開始します。助成券は、市が契約している医療機関・助産所でのみ使用可能です。詳しくは、市のホームページ(ページ番号:68541390)をご覧ください。なお、受診助成券の交付の流れは、以下のとおり妊婦健康診査受診助成券の申請日によって異なります。

(※)産後1カ月頃に医療機関や助産所で行われる健診で、産後のからだところの状態を確認します

問 地域保健課 (0798・35・3310)

申請日が 令和2年(2020年)3月までの人

8月以降、対象者に産婦健康診査受診助成券の申請書を送付するので、同封の返信用封筒にて返送を。確認後、助成券を送付※各保健福祉センターに申請書を持参した場合は、即日交付

申請日が 令和2年4月～7月の人

8月以降、対象者に助成券を送付  
※出産日までに届かない場合は問合せを

申請日が 令和2年8月以降の人

申請時に助成券を交付  
※アクタ西宮ステーションで申請した場合は、後日送付

＼相談無料／ ＼専門家が対応／

## 市民生活相談 ご利用を

市は、日常生活上のさまざまな問題や悩みについて、市民相談課(市役所本庁舎1階)で各種相談を行っています＝下表参照。

相談できるのは市民で、在勤・在学者可。公正証書相談・人権困りごと相談はどなたでも可。相談時間は30分程度(法律相談は20分)。相談無料。予約不要(一部を除く)。先着順。

■市民生活相談の曜日・時間など ※市外局番は<<0798>>

種別	曜日・時間	担当課
法律相談(予約制)	月・水・金曜の午後1時～4時	市民相談課 (35・3100)
家事相談	月・水・金曜の午前9時半～正午	
交通事故相談 (電話相談)	月曜～金曜の午前9時～正午、午後1時～3時 ※実施していない日もあるため、事前に確認を	
公正証書相談	第1・3水曜の午後1時～4時 (受付は3時半まで)	
国・県の行政相談	第2・4水曜の午後1時～4時	すまいづくり推進課 (35・3778)
登記・境界相談	第1・3木曜の午後1時～4時	
建築・リフォーム相談	水曜の午前10時～正午	
不動産相談	木曜の午前9時半～正午	
高齢者等すみかえ相談 (予約制)	第1・3・5木曜の午前9時半～正午	人権平和推進課 (35・3320)
マンション管理相談	金曜の午前9時半～正午	
人権困りごと相談	第1・3木曜の午後1時～4時 (受付は3時半まで)	

※同一内容の継続相談や複数回の相談利用はご遠慮いただく場合があります

予約制の相談  
について

【法律相談】当日午前9時から電話で受付。定員は月・金曜は各16人(うち各4人分の枠は1週間前、ただし閉庁日の場合は直前の開庁日午前9時から予約可)、水曜は8人

【高齢者等すみかえ相談】すまいづくり推進課へ問合せを

歴史、文学、音楽など各種講座を自宅で受講  
「宮水学園」ラジオ版教養講座

新型コロナウイルス感染症の影響により、60歳以上の皆さんを対象とした学習と交流の場である、西宮市生涯学習大学「宮水学園」の全講座の開催が見合わせとなっています。

その状況下でも、誰もが安心・安全・確実に取り組むことができる講座として、市は、さくらFMを活用した「宮水学園ラジオ版教養講座」(全7回)を9月から開設します。受講料は1000円。詳しくは市のホームページ(ページ番号:91554830)をご覧ください。

※すでに今年度の「宮水学園」を申込済みの人には、別途案内を送付します

【受講期間】9月～来年3月。本放送は毎月第2土曜の午後1時から、再放送は毎月第3・4火曜の午後8時半から。受講時間は1回1時間 ※インターネットを用いた受講者専用サイトでも過去の放送を聴取可能

【受講内容】生きかた、暮らしかた、歴史、自然科学、文学、音楽などの一般教養

【受講対象】令和2年(2020年)9月1日時点で60歳以上の市民

【受講方法】事前に送付されるレジュメを見ながら、さくらFM(78.7メガヘルツ)の放送または受講者専用サイトから聴取

【申込】ハガキに住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号を書き、生涯学習事業課(〒662-0911池田町11-1)へ。市のホームページ(ページ番号:91554830)からも申込可。来年3月13日(最終回放送日)まで随時受付

問 生涯学習事業課 (0798・35・5165)

## 多文化共生 を考える

8月は「人権文化をすすめる県民運動」の推進強調月間です。この機会に多文化共生について考えてみませんか。以下の文章は、「感染症と多文化共生」をテーマにしています。

問 秘書課 (0798・35・3459)

感染症と多文化共生

新型コロナウイルスと  
多文化共生

同志社女子大学特任教授 藤原孝章

もう3カ月も前になりましたが、日本赤十字社の「ウイルスの次にやってくるもの」の動画は心に響きました。

「ウイルスへの感染は、手洗いをすることで防げるけど、心の中の恐怖というウイルスは、暗いニュースや間違った情報をたくさん食べて増殖し、不安やいらだちを人に向けさせる。誰かを標的にし、攻撃し、傷つけ、分断をする」と伝えます。そして、そんな恐怖から身を守るものは、暗いニュースばかりを見過ぎない、うのみにしない、距離を置く、そして、食べて、寝て、家族や友人と話をし、つまり笑顔と日常を大切にしよう。恐怖は、誰の心の中にもいる。だから励ましあおう。応援しあおう。人は、団結すれば、恐怖よりも強く、賢い」と訴えています(一部要約して引用)。

新型コロナウイルスの感染拡大の状況は、世界各国で、取組や医療体制の違いによって、地域差や社会階層差があり、安心はできない状況です。そして、適切な治療薬とワクチンがないことから、密閉・密集・密接を避けるため、外出規制や公共施設、飲食店などの営業自粛が要請されました。中国や欧米などでは、もっと厳しい「ロックダウン」といわれる都市封鎖も行われました。

私たちは、心の中にコロナ疲れやストレスからくる、もやもや感やいらだち感などがたまってくることも経験しました。「みんなが頑張ってるのに、あの人たちはどうして?」とか「あの人たちが身近にいるけど大丈夫?」といったような、まさに「ウイルスの次にやってくるもの」が指し示しているものでした。

私たちは、この間、行き過ぎた正義感が人を傷つけたり、分断したりすることがあることも学びました。正しいことは大事です。しかし、正しいことは、どこかに独立してあるわけではなく、人との関係、社会との関わりの中で、正しいとかが正しくないとか判断されるのではないのでしょうか。ウイルスへの恐怖は、外国人や異なるものへの「恐怖」と根がつながるような気がしません。普段からいろんな人と顔を合わせ、語らい、交流するというのが日常を私たちが大切にすることが、恐怖に打ち勝つ共生の力となるのではないのでしょうか。

新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮については、市のホームページ(ページ番号:68689839)に掲載しています